

徳島小松島港沖洲（外）地区
港湾施設利用者
公募要項（申込順）

令和6年4月

徳島県県土整備部港湾政策課

（お問い合わせ先）

徳島県県土整備部港湾政策課資産活用担当

〒770-8570

徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁8階

電話 088-621-2584（直通）、ファクシミリ 088-621-2875

Eメール kouwanseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

徳島小松島港沖洲(外)地区 港湾施設利用者公募要項（申込順）

1 趣旨

今回、利用者の公募を行う港湾施設（以下「利用地」という。）は、令和4年3月21日に、徳島南部自動車道「徳島JCT～徳島沖洲IC」間が開通したことにより、交通体系が飛躍的に進化している「徳島小松島港沖洲(外)地区（通称：マリンピア沖洲）」の北東部分に位置する。

利用地は、「沖洲処分場」の名称で平成17年まで運営していた廃棄物最終処分場の跡地であり、廃棄物の受入れ終了後、土地の一部を段階的に貸し出し、有効活用を図ってきたが、このたび、更なる土地活用を行うため、公募により「新たな港湾用地の貸出し」を行うこととする。

公募に当たっては、港湾関係法令等及び徳島県港湾施設管理条例（昭和30年条例第32号）によるほか、この公募要項によるものとする。

2 公募地の名称、所在地その他の事項

(1) 名称

徳島小松島港沖洲(外)地区 廃棄物最終処分場跡地（別紙1参照）

(2) 所在地等

徳島市東沖洲1丁目23及び2丁目67-4の各一部（工業地域）

(3) 地目

雑種地

(4) 今回公募面積

約0.59ha（別紙1参照）【注1】

公募地A		公募地B	
①-1 3,213㎡	済	済	済
対象外	対象外	④-2 2,680㎡	済

【注1】 必要面積に応じて、分割を希望する場合は、申込書提出前に相談すること。
 なお、分割の際は、各貸出区画に既存の乗入口を1つ以上確保できる案を提示すること。
 ただし、既に利用を開始している者の追加申込みの場合は、この限りではない。
 また、使用する際は、境界線を設置し、使用場所を明確にすること。

(5) 利用用途

駐車場・野積場（貨物・資材等の屋外保管場所）

(6) 利用手続

徳島県港湾施設管理条例に基づき、占使用許可申請を行うこととする。

(<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kendozukuri/kowan/2009082401147>) …占用

(<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kendozukuri/kowan/2009082401178>) …使用

申請先：徳島県東部県土整備局徳島庁舎港湾管理担当
 徳島市南末広町6-36 徳島庁舎3階
 電話 088-653-8892、ファクシミリ 088-623-4036

(7) 利用料

徳島県港湾施設管理条例に基づく占使用料

占用：75円（1平方メートル当たりの月額）※工作物の場合

使用：3.9円（1平方メートル当たりの日額）

概算額（年額） ※占使用許可時に確定

公募地A		公募地B	
①-1 5,032千円	済	済	済
対象外	対象外	④-2 4,197千円	済

3 利用期間

利用期間（占使用許可期間）は、1年以内とし、引き続き継続利用する場合は、期間の延伸の許可を受けなければならない。なお、次の場合は、期間の延伸の許可を行わない。

- (1) 利用料が指定期限内に納付されない場合
- (2) 公益上の必要等、期間の延伸の許可を行わないことが適当であると知事が認めた場合

4 利用条件等

- (1) 利用地の権利譲渡や転貸等をしてはならない。
- (2) 利用地で火気を使用してはならない。
- (3) 利用地において、次に掲げる貨物・資材等を置いてはならない。
 - ア ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物
 - イ 土砂、岩石、原木、建設用骨材その他のバラ荷貨物及びその他粉塵が発生するおそれのあるもの
 - ウ 危険物、毒物等
 - エ 強い臭気を発生するもの又はそのおそれのあるもの
 - オ その他港湾施設を破損又は周辺環境を悪化させるおそれのあるもの
- (4) 利用地は、廃棄物が地下にある土地として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき区域指定されているため、現状のままの土地利用を原則とするが、フェンスなどの簡易な工作物の設置に伴い必要最小限の土地の掘削等を行う場合は深さ50cmまでとし、掘削等の土地の形質変更【注2】が行われることにより地中の廃棄物に影響を及ぼさないよう、速やかに埋め戻すこと。

また、この場合、徳島県生活環境部環境指導課と協議の上、工事着手する30日前までに同課に届出を行うとともに、同法をはじめ、最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン等の関係法令等を遵守すること。

【注2】土地の形状又は性質の変更のことをいい、例えば、土地の掘削や工作物の設置等が該当し、廃棄物の搬出を伴わないような行為も含まれる。

(<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kurashi/recycling/2016010700067>)

- (5) 利用地は廃棄物最終処分場跡地であり沈下のおそれがあるが、徳島県は沈下に起因する諸問題への対応は行わない。
- (6) 利用地の水道施設（散水栓〔口径13mm〕）については、利用者内定後、港湾施設占使用許可を受けて、徳島市上下水道局に対し使用開始手続を行うこと。（以後は、利用者が水道料金等を支払うこととなる。）

5 申込資格

申込者は、次の（1）及び（2）の全ての資格を満たす事業者とする。なお、複数の事業者による共同申込み【注3】や、組合等の団体による自らの組合員等の共益活動の一環（駐車場確保等）での申込み【注4】も可能とするが、その場合、当該申込みに係る全事業者が、次の（1）及び（2）の全ての資格を満たすこと。

また、今回の公募では、公募地Aまたは公募地Bの他区画で、過去の公募にて申込みを行い、既に利用を開始している者も追加申込み可能とする。

【注3】共同申込みの場合は申込書（様式第1号-2）に代表構成員の情報を記載するとともに、その他構成員の情報を記載した一覧表を添付すること。なお、7の審査・内定後は、1の（6）の占使用許可申請や、1の（7）の占使用料の納付を含む、本件港湾施設の利用に必要な全ての手続について、当該代表構成員が統括して行うこと。

【注4】組合等による申込みの場合は、本件港湾施設を利用する組合員等の情報を記載した一覧表を、申込書（様式第1号-3）に添付すること。なお、7の審査・内定後は、1の（6）の占使用許可申請や、1の（7）の占使用料の納付を含む、本件港湾施設の利用に必要な全ての手続について、当該組合等が統括して行うこと。

(1) 徳島県港湾施設管理条例第6条の2に規定する許可基準並びに港湾施設占用許可審査基準及び使用許可審査基準に適合していること。

(<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kendozukuri/kowan/2009082401147>) … 占用

(<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kendozukuri/kowan/2009082401178>) … 使用

(2) 申込者が、次に該当しないこと。なお、エの要件については、資格確認のため、徳島県警本部に照会する場合がある。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

イ 法人の場合、会社更生法に基づく更正手続き開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがされている者（ただし、更生計画の認可が決定又は再生計画の認可の決定が確定したものは、該当しないものとみなす。）

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）に規定する者）、暴力団員又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体

オ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者

カ 労働基準法（昭和22年法律第49号）をはじめとする労働関係法令を遵守していない者

キ 法人税、法人事業税、固定資産税、徳島県有財産の使用料等の滞納がある者

ク 成年者と同一の能力を有しない未成年者で、その法定代理人が前各項目のいずれかに該当する者

6 申込手続等

(1) 申込書類の提出

受付期間 令和6年4月1日（月）から

提出方法 郵送、持参又はメール添付により行うものとし、郵送又は持参による場合は申込書類を2部（うち1部は写しでも可）提出すること。また、郵送又はメール添付にて提出する場合は、提出後に電話により受信確認を行うこと。なお、受付時間は、土日及び祝祭日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

提出先 〒770-8570

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県県土整備部港湾政策課資産活用担当（徳島県庁8階南側）

電話 088-621-2584、ファクシミリ 088-621-2875、Eメール kouwanseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

(2) 申込書類

ア 港湾施設利用申込書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 土地利用計画図（任意様式） ※簡単な配置計画図等（縮尺1/500程度）

エ 定款

オ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書（過去3箇月以内に発行されたもの。））

カ 直近1年間の法人税、法人事業税、固定資産税の納税証明書

なお、法人事業税及び固定資産税の納税証明書は、徳島県及び徳島県内の市町村のもの。
キ その他知事が必要と認める書類

【注5】 メール添付にて提出する場合は、上記ア～キをPDF化し、メールの件名を「徳島小松島港沖洲(外)地区 廃棄物最終処分場跡地利用申込み」とすること。

【注6】 共同申込み及び組合等による申込みの場合は、上記エ～キについて、当該申込みに係る全事業者分を提出すること。

【注7】 過去の公募において公募地Aまたは公募地Bの他区画で申込みを行い、既に利用を開始している者の追加申込み及び区画の変更等の場合は、上記エ～キについて、提出不要とする。

(3) 質問受付及び回答

受付期間 令和6年4月1日(月)から

提出方法 質問事項、会社名等、氏名、連絡先を記載した文書(任意様式)をファクシミリ又はメール添付により提出すること。また、提出後は電話により受信確認を行うこと。

提出先 徳島県県土整備部港湾政策課資産活用担当

電話 088-621-2584、ファクシミリ 088-621-2875

Eメール kouwansaisakuka@pref.tokushima.lg.jp

質問事項 原則として、当該公募に係る条件や手続に関する事項に限ることとする。

回答方法 県ホームページにて公表する。

(<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kenseijoho/soshiki/kendoseibibu/unyuseisakuka/>)

7 審査・内定手続等

申込書類を全て揃えた申込みを受け付ける都度、資格審査を行い、申込資格を有すると認めた申込者に、先着順で内定の通知を行う。

なお、同日中に複数の申込みがあった場合は、次に掲げる順で内定者を決定する。

(1) 各申込者が第1希望で選択した区画について、申込者が複数の場合は、希望面積が大きい申込者を優先する。希望面積が同じ場合は、抽選**【注8】**により候補者を選定する。

(2) 上記(1)の抽選で選定されなかった者が第2希望で選択した区画について、第1希望がなく、かつ、第2希望者が単数の場合は、当該申込者を候補者を選定する。

(3) 上記(2)の第2希望者が複数の場合は、抽選**【注9】**により候補者を選定する。

(4) 上記(1)～(3)により選定された候補者について速やかに内定手続を行い、すべての申込者に内定結果を通知する。

【注8】 抽選方法については別紙2参照

【注9】 単数及び複数の扱いは、申込単位とする。

8 占使用許可の手続

内定された申込者は、内定日から1ヶ月以内**【注10】**に、徳島県東部県土整備局徳島庁舎港湾管理担当に、徳島県港湾施設管理条例に基づく港湾施設の占使用許可申請を行うこと。

【注10】 特別な事情があると認められる場合は別途協議

(<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kendozukuri/kowan/2009082401147>) … 占有

(<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kendozukuri/kowan/2009082401178>) … 使用

なお、当該手続において、この要項による「利用者」は「占有者」・「使用者」、「利用料」は「占有料」・「使用料」として、読み替えるものとする。

9 内定の取消し

内定後、占使用許可手続の間までに、申込書類に虚偽の記載をしていたことが判明した場合又は占使用許可手続を行うことが不適當であると認められるときは、内定を取り消す。

10 お問い合わせ先
徳島市万代町1丁目1番地
徳島県県土整備部港湾政策課資産活用担当
電話 088-621-2584、ファクシミリ 088-621-2875
Eメール kouwanseisakuka@pref.tokushima.lg.jp